

(案)

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更に係る
事前評価等の簡素化について

1. 現行の事前評価制度について

(1) 事前評価制度の概要

「瀬戸内海環境保全特別措置法」(以下「瀬戸内法」という。)に基づく特定施設の設置の許可に関する手続きにおいて、事業者は、特定施設の設置が周辺環境に及ぼす影響に関する事前評価書を作成して関係府県知事に提出しなければならないとされている。また、関係府県知事は、提出された事前評価書の概要を告示し、3週間公衆の縦覧に供するとともに、関係する府県知事及び市町村長の意見を求めなければならない。利害関係者は、府県知事に意見書を提出することができるものとされている。(以下、事業者による事前評価書の作成並びに府県知事による告示、縦覧及び意見照会等を総称して「事前評価等」という。)

また、事業者が 特定施設の構造、 使用の方法、 汚水又は廃液(以下、「汚水等」という。)の処理方法、 排出水の量を変更しようとするときは、関係府県知事から変更許可を受けなければならない。この場合にも、原則として設置許可の場合と同様に、事前評価等が必要となる。

(2) 変更許可における事前評価等の免除

特定施設の構造等を変更しようとする者は、以下の3つの要件が同時に満たされる場合に限り、事前評価等が免除される。

特定施設から排出される汚水等の汚染状態及び量が増大しない場合

(汚水等が処理施設で処理されない場合)

汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚染状態並びに処理後の汚水等の量が増大しない場合(汚水等が処理施設で処理される場合)

排出水の排出の方法(排出口の位置・数・排出先を含む)に変更がない場合。

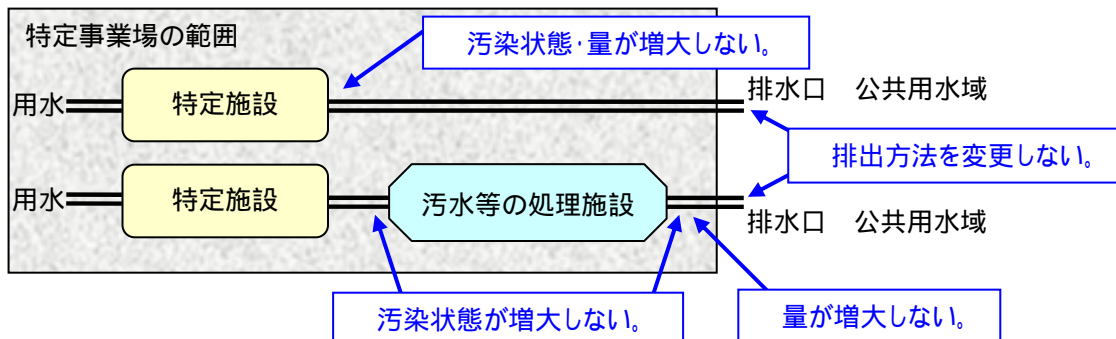


図1 事前評価制度の免除要件(現行)

2. 事前評価制度の簡素化について

(1) 改正の背景

1.(2)に記したように、変更許可の場合、一定の条件を満たせば事前評価が不要とされているところであるが、このような条件を満たさない場合であっても、瀬戸内海への影響が明らかに増大しない場合があるため、事前評価を免除できる場合を拡大することについて検討するものとする。

このような見直しについては、瀬戸内海の関係府県及び関係政令市から構成される「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」(以下「知事・市長会議」という。)においても検討され、環境省に対して見直しを要望しているところである。

(2) 改正案の内容

特定施設の変更許可における事前評価等について、1.(2)の事前評価等を免除する要件を次のように拡大する。

(ア) 排出水の汚染状態及び量について

1.(2) 及び に、各排水口における排出水の汚染状態及び量が増大しない場合を加える。

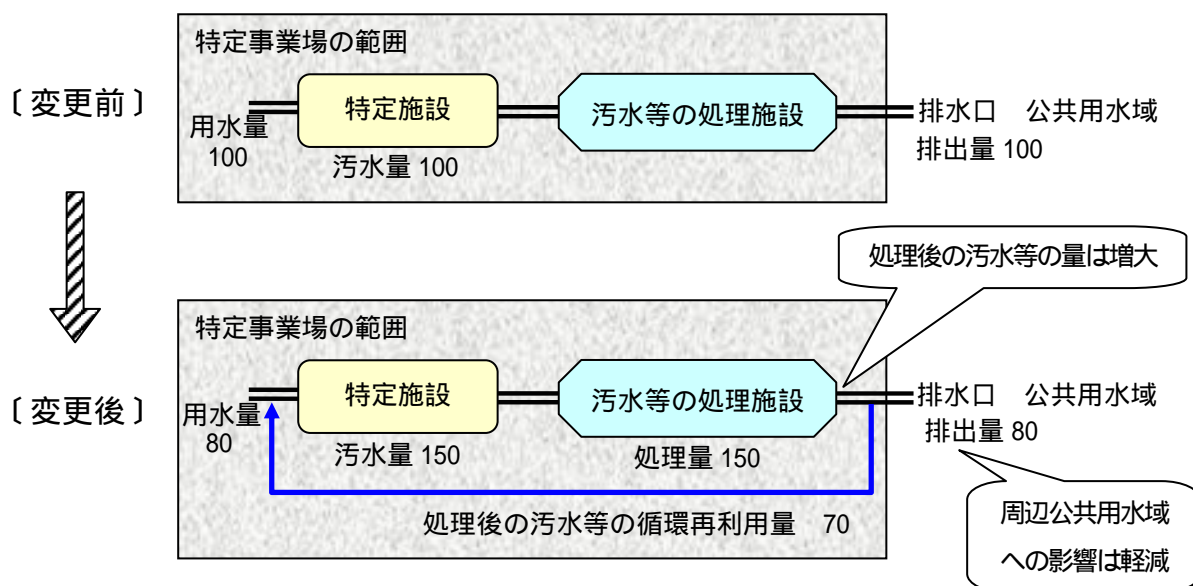
(イ) 排出方法について

1.(2) に、一部又は全部の排水口が廃止され、かつ、引き続き使用する既存の各排水口における排出水の汚染状態及び量が増大しない場合を加える。

事前評価制度の簡素化により事前評価が不要となる事例

例 1：処理後の汚水等を循環再利用する場合

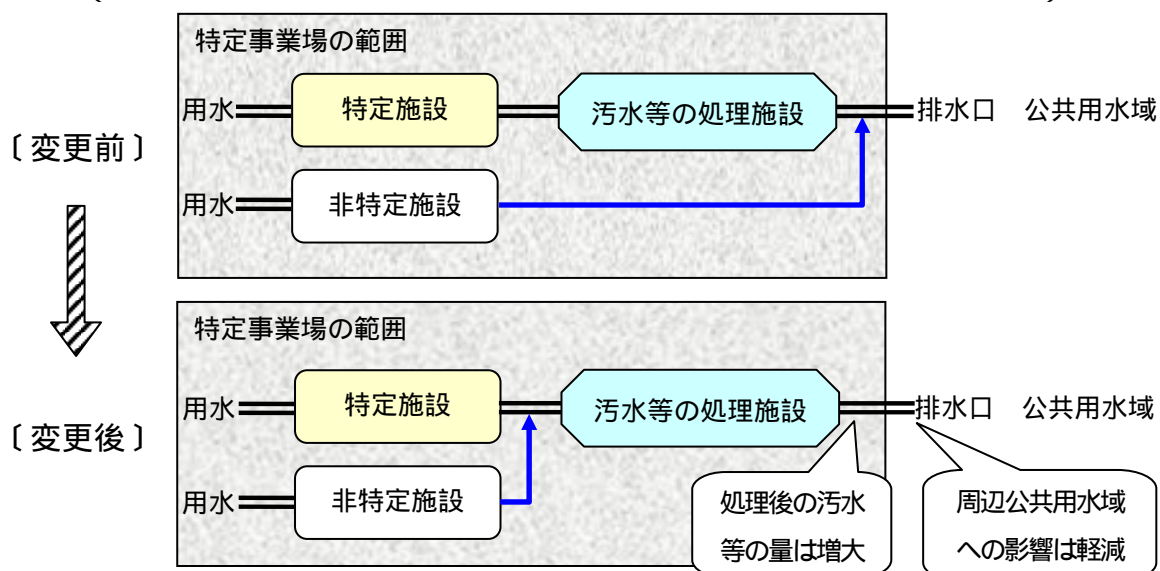
(排水口における排出水の汚染状態及び量が増大しない場合に限る)



特定施設における用水量の増大を補完するために、処理後の汚水等を循環再利用する場合、現行制度では、処理後の汚水等の量が増大するため、事前評価等が義務付けられている(瀬戸内法施行規則第7条の2第2号に該当しない)。事前評価制度の簡素化後は、このような場合においても、排出方法が変更されず、かつ、各排水口における排出水の汚染状態及び量が増大しない場合は、事前評価等は不要となる。

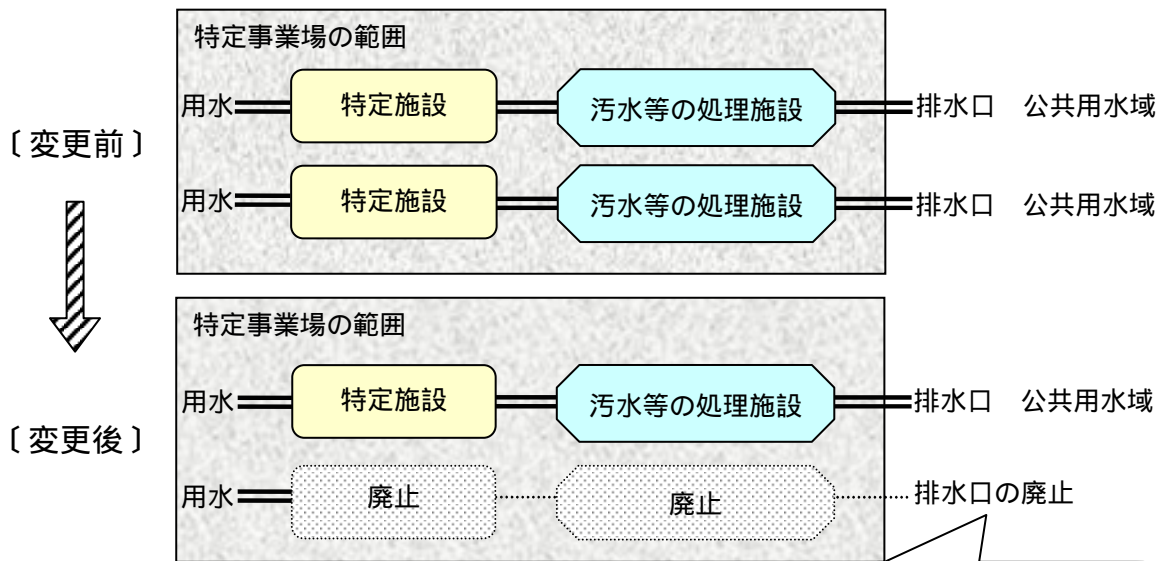
例 2：非特定施設からの排水を汚水等の処理施設に導入する場合

(排水口における排出水の汚染状態及び量が増大しない場合に限る)



非特定施設からの排水を汚水等の処理施設で処理する場合、現行制度では、処理後の汚水等の量が増大するため、事前評価等が義務付けられている(瀬戸内法施行規則第7条の2第2号に該当しない)。事前評価制度の簡素化後は、このような場合においても、排出方法が変更されず、かつ、各排水口における排出水の汚染状態及び量が増大しない場合は、事前評価等は不要となる。

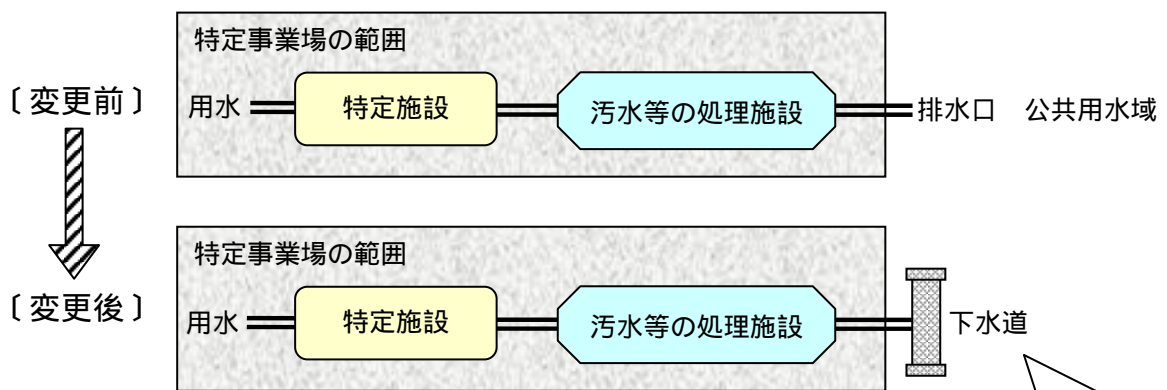
例3：特定施設の廃止に伴い、一部の排水口が廃止される場合



排出方法は変更されるが、周辺公共用水域への影響は軽減

特定施設の廃止に伴い排水口の一部が廃止される場合、周辺公共用水域へ排出される汚濁負荷は明らかに軽減されるが、現行制度では、排出方法が変更されるため、事前評価等が義務付けられている（瀬戸内法施行規則第7条の2第3号に該当しない）。事前評価制度の簡素化後は、このような場合においても、排水口の数が増え、かつ、残された排水口における排出水の汚染状態及び量が増大しない場合は、事前評価等は不要となる。

例4：下水道接続に伴う排水口の廃止



排出方法は変更されるが、周辺公共用水域への影響は軽減

下水道接続に伴い排水口が廃止される場合、周辺公共用水域へ排出される汚濁負荷は明らかに軽減されるが、現行制度では、排出方法が変更されるため、事前評価等が義務付けられている（瀬戸内法施行規則第7条の2第3号に該当しない）。事前評価制度の簡素化後は、このような場合においても、排水口の数が増え、かつ、残された排水口における排出水の汚染状態及び量が増大しない場合は、事前評価等は不要となる。

参考条文

瀬戸内海環境保全特別措置法（抄）

（特定施設の構造等の変更）

第八条 第五条第一項の許可を受けた者は、その許可に係る同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、府県知事の許可を受けなければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定める事項を記載した申請書を府県知事に提出しなければならない。

3 第五条第三項から第七項までの規定は第一項の許可の申請があつた場合（環境省令で定める場合を除く。）に、第六条の規定は同項の許可の申請があつた場合に準用する。

4 第五条第一項の許可を受けた者は、第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、その日から三十日以内に、その旨を府県知事に届け出なければならない。

瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則（抄）

（事前評価等を要しない場合）

第七条の二 法第八条第三項の環境省令で定める場合は、同条第一項の許可の申請の内容が次の各号に該当する場合とする。

一 特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態（当該特定施設を設置する工場又は事業場の排水に係る排水基準が定められている事項に関するものに限る。）の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の一日当たりの通常の量及び最大の量が增大しないこと（処理施設により処理されない場合に限る。）。

二 汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態（当該特定施設を設置する工場又は事業場の排水に係る排水基準が定められている事項に関するものに限る。）の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の一日当たりの通常の量及び最大の量（処理後の汚水等に係るものに限る。）が増大しないこと。

三 排水水の排出の方法（排水口の位置及び数並びに排出先を含む。）に変更がないこと。

瀬戸内海環境保全特別措置法（抄）

（特定施設の設置の許可）

第五条 関係府県の区域（政令で定める区域を除く。）において工場又は事業場から公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に水を排出する者は、特定施設（…略…）を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 特定施設の種類

四 特定施設の構造

五 特定施設の使用の方法

六 特定施設から排出される汚水又は廃液（以下「汚水等」という。）の処理の方法

七 排水水の量（排水系統別の量を含む。）

八 排水水の汚染状態（排水系統別の汚染状態を含む。）その他環境省令で定める事項

3 前項の申請書には、当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を添付しなければならない。

4 府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、その概要を告示するとともに、前項の書面をその告示の日から三週間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 府県知事は、前項の告示をしたときは、遅滞なく、その旨を当該特定施設の設置に関し環境保全上関係がある他の関係府県の知事及び市町村の長に通知し、期間を指定して当該関係府県知事及び当該市町村長の意見を求めなければならない。

6 第四項の告示があつたときは、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該府県知事に、第三項の事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

7 第三項の事前評価に関し必要な事項は、環境省令で定める

